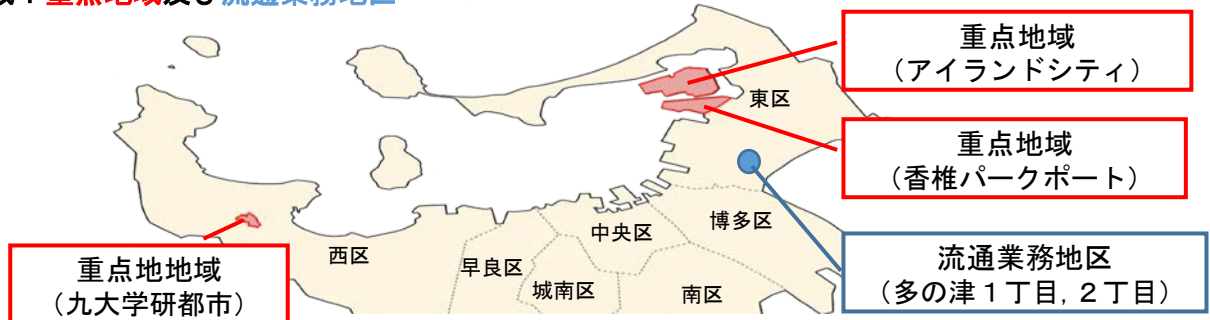


物流関連業

1. 対象事業 ※市内移転も対象になる場合がございます。

対象分野	主な事業
物流関連業	貨物の運送業及び倉庫業並びにこれらに付随する物流関連業の荷さばき、保管、流通加工を行う事業

対象地域：重点地域及び流通業務地区



2. 主な要件・交付内容

賃料 又は 建物等 取得額 への 交付金	賃借型		要件 (※1)		基準		大規模			
	延床面積	常用雇用	延床面積	常用雇用	延床面積	常用雇用	延床面積	常用雇用		
賃借型 又は 建物等 取得額 への 交付金	建物、機械設備、倉庫内運搬具が対象	2,000㎡以上(※2)	10人以上	20,000㎡以上	200人以上					
	賃借型	金額	1 / 8 (年額賃料)			1 / 6 (年額賃料)				
		期間	1年間			1年間				
		上限額(※3)	5,000万円			1億円				
	所有型	土地(重点地域かつ市有地等に限る(※5))、建物、機械設備、倉庫内運搬具が対象	3億円以上(※4)	10人以上	40億円以上(※4)	200人以上				
		所有型	金額	2.5%			5%(※6)			
上限額			2億円			10億円				



雇用 への 交付金 (※7)	賃借型, 所有型			
	金額 (1人あたり)		対象者 (1人1回)	
			福岡市民(※9)	福岡市民以外
			正社員(※8)	その他の常用雇用者
		50万円	15万円	
		10万円	5万円	
	上限額	5,000万円		

(※1) 要件は、操業開始時から満たしておくことが必要。(※2) 市内の中小企業者の場合、延床面積要件を緩和(基準1,000㎡以上)。(※3) 対象施設の延床面積に対し、上限1,000円/㎡。(※4) 所得税法施行令第6条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる資産で対象事業の用に供されるものの合計。土地の取得額は含まない。また、市内に事業所を有する中小企業者は、要件を緩和(基準1.5億円、大規模20億円)。(※5) 土地への交付金は重点地域の本市又は博多港開発株式会社所有する土地を取得した場合のみ対象。(※6) 施設提供型の場合は2.5%。(※7) 雇用への交付金は、操業開始時に雇用が確認でき、その後1年以上の継続雇用が確認できた方が対象。(※8) 正社員およびその他常用雇用者の雇用形態については、雇用契約書等の提出書類で確認できた方が対象。(※9) 福岡市民は、住民票等の提出書類で確認できた方が対象。

試算例

【ケース1】賃借型・基準規模の場合

- 倉庫延床面積：2,000㎡
- 常用雇用人数：20名
 - ・正社員(福岡市民) 3名
 - ・正社員(市民以外) 2名
 - ・契約社員(福岡市民) 15名
 このほか、派遣社員10名(※1)

	交付金	内訳
賃料 への交付金	300万円	倉庫年間賃料2,400万円(2,000㎡×1000円×12月) ×1/8
雇用 への交付金 (※2)	395万円	・正社員(福岡市民) 3名×50万円=150万円 ・正社員(市民以外) 2名×10万円=20万円 ・契約社員(福岡市民) 15名×15万円=225万円 ※直接雇用ではない派遣社員は対象外になります。
計	695万円	

【ケース2】所有型・大規模の場合

- 建物等取得額：40億円、土地取得額：15億円
- 常用雇用人数：200名
 - ・正社員(福岡市民) 30名
 - ・正社員(市民以外) 20名
 - ・契約社員(福岡市民) 150名
 このほか、派遣社員50名(※1)

	交付金	内訳
建物等, 土地 への交付金 (※3)	2億7,500万円	建物等取得額40億円×5%=2億円 土地取得額 15億円×5%=7,500万円
雇用 への交付金 (※2)	3,950万円	・正社員(福岡市民) 30名×50万円=1,500万円 ・正社員(市民以外) 20名×10万円=200万円 ・契約社員(福岡市民) 150名×15万円=2,250万円 ※直接雇用ではない派遣社員は対象外になります。
計	3億1,450万円	

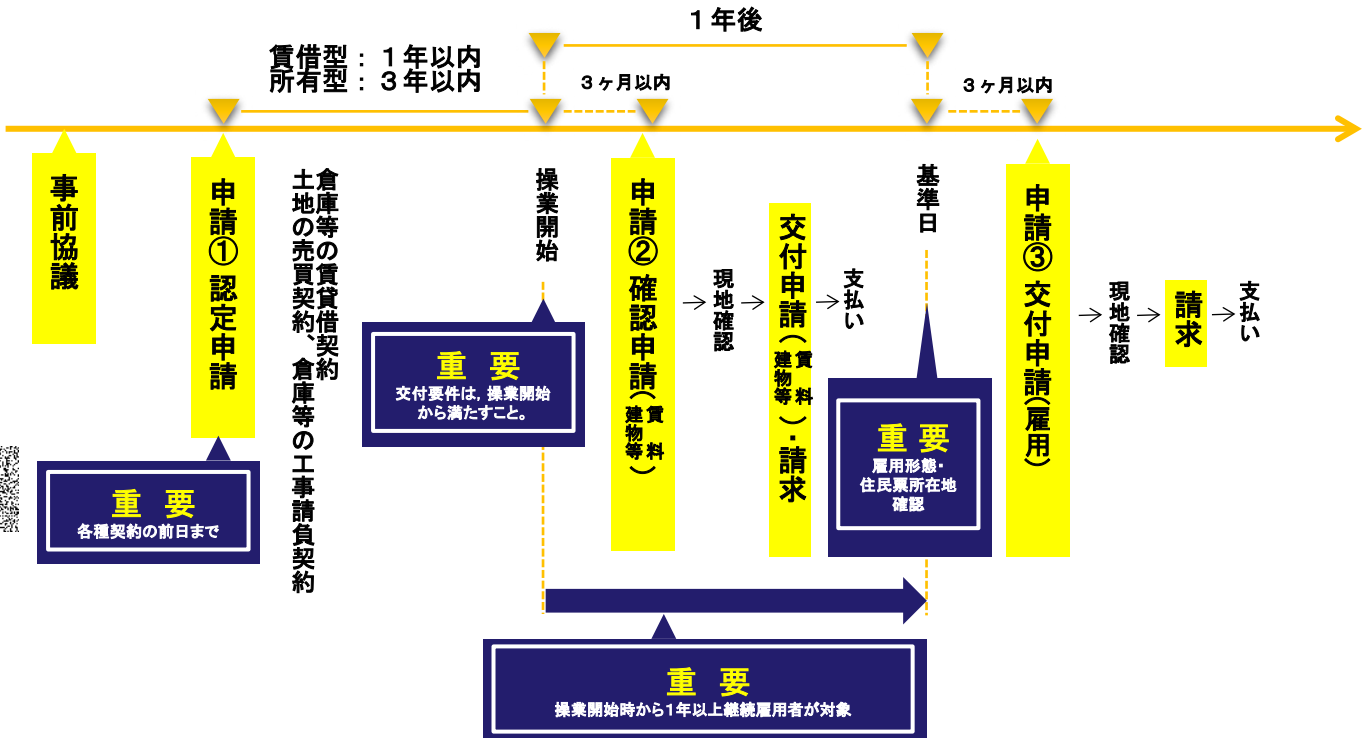
- (※1)直接雇用されない派遣社員を、常用雇用者数の要件に含めることはできません。
 (※2)雇用への交付金は、操業開始時期から1年以上の継続雇用を確認した後に交付します。
 (※3)土地取得額への交付金は、重点地域において本市又は博多港開発㈱から土地を購入した場合に限ります。

3. その他重要事項

- 【申請時期】 賃借型：賃貸借契約の前日まで 所有型：土地の売買契約(工事等請負契約)の前日まで
 【操業開始期限】 賃借型：認定申請日から1年以内 所有型：認定申請日から3年以内
 【継続義務期間】 賃借型：5年 所有型：10年
 ※期間内に事業縮小・撤退された場合、交付金の全額又は一部を返還していただきます。

立地交付金の申請にあたっては、「福岡市企業立地促進条例」ほか関係規定をご一読いただき、定められた規定を遵守することに同意の上、ご申請ください。

手続きの流れ



お問合せ

- 経済観光文化局 創業・立地推進部 企業誘致課
- TEL:092-711-4849 FAX:092-733-5901
 - E-mail:invest@city.fukuoka.lg.jp
 - 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

- 福岡市 東京事務所
- TEL:03-3261-9712 FAX:03-5276-7895
 - E-mail:okyooffice.GAPB@city.fukuoka.lg.jp
 - 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4-1
日本都市センター会館12階